様式第１号（第３条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

大船渡地区消防組合消防本部
消防長　　印

指定催しの指定通知書

大船渡市火災予防条例第42条の２第３項の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

催しの開催場所	
催しの名称	
催しの開催期間	

教　示

１　この指定に不服のある場合は、指定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に大船渡地区消防組合管理者に対して審査請求することができます。

２　この指定については、指定があつたことを知つた日の翌日から起算して６か月以内に大船渡地区消防組合（訴訟において大船渡地区消防組合を代表するものは、管理者となる。）を被告として、指定の取消しの訴えを提起することができます。

３　この指定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して６か月以内に、大船渡地区消防組合を被告として指定の取消しの訴えを提起することができます。